

# 令和4年度香南市社会福祉協議会事業計画書

## 【基本方針】

少子高齢化や人口減少とともに、地域における人間関係の希薄化はさらに進み人々が直面している地域生活課題は以前にも増して広がり、さらに複雑・多様化している状況です。それに加えて令和2年から続く新型コロナウイルス感染状況の中、生活困窮者の急増や顕在化等、支援を必要としている人が増えています。

このような中、令和4年度も、香南市に暮らす住民のふだんのくらしがしあわせになることを目指して地域福祉を推進します。また、さまざまな問題に対応していくためには、これまで社協が推進してきた地域福祉の取り組みを強化することが必要であり、関係機関とともに包括的支援体制の整備に取り組みます。

## 【重点目標】

1. 地域福祉事業：コロナ禍における安全に配慮した上での柔軟な交流事業、外出を伴う事業の推進（住民同士のつながりのきっかけづくり）
2. 生活困窮者等への支援：就労準備支援の整備
3. 介護保険事業：感染対策を続け安定したサービス提供の継続
4. 若者の居場所の充実

## 【実施計画】

### 1 法人運営事業

#### (1) 組織基盤の充実

理事会、評議員会に加えて、会務・事業運営の効率化を図るため、総務委員会、地域福祉委員会、在宅福祉委員会・経営会議を置き、組織運営の円滑化及びガバナンスの強化を進めます。

#### (2) 社会福祉活動啓発事業

社会福祉活動に貢献された方々の功績を称え、感謝の意を表すとともに福祉の心を育みます。また、社協のしおりの発行を通じて地域福祉活動の推進、啓発に努めます。

#### (3) ボランティアセンター事業

##### ① ボランティア活動の啓発及び学習会・講座の開催

安心安全にボランティア活動や受入れができるよう、コロナ禍におけるボランティア活動に対する正しい知識や情報を習得するための学習会やボランティアの基本についての講座を開催します。活動者の育成を図るとともに、登録者および団体情報の整理を実施し、ボランティアニーズの把握をおこな

います。またニーズと活動者を円滑にマッチングできるよう広報誌の発行(年4回)やホームページを通し情報発信に努めます。

コロナウイルスの影響によりボランティア受入れ施設が減少している中、新たな活動場所の開拓や活動方法の見直しができるよう活動者・団体に対する助言等、支援していきます。

## ② 災害ボランティアセンターの体制強化

災害ボランティアセンターの体制強化を図るため協力機関の拡充を行い、かつ設置・運営が効果的に行うことができるよう、模擬訓練や災害ボランティア活動に関する研修会を開催し、知識・情報の習得や各機関の役割を確認します。協力機関である青年会議所を通し地元企業との協力体制の構築を図ります。

また災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう設置想定場所である香我美庁舎内のレイアウトや運営ルールの検討をおこなう等、体制づくりを強化します。

## ③ ボランティアポイント制度の実施

ポイント付与により新たなボランティア活動の機会の確保や積極的な参加を促し、ボランティア活動を通して介護予防の推進を図ります。また受入施設の整理及び拡充をし、円滑なコーディネートができるよう、ニーズ把握や個別に説明の機会を設ける等、広く周知していきます。

また交換等、登録者がスムーズに行うことができるよう事務手続きの見直しを図ります。

## (4) 地域福祉活動計画の推進

社会福祉法の改正により、「地域共生社会の実現」を目指すことや「包括的な支援体制の整備」を進めるよう求められており、地域生活課題が複雑化・多様化する中で、あらゆる住民が役割を持ち、支え支えられるよう住民に身近な圏域における体制づくりが重要となっています。

職員一人ひとりが計画と他事業との関わりを意識し、地域住民を中心として福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱えるさまざまな分野にわたる地域生活課題に取り組みます。

### ① 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり

第3次地域福祉活動計画の改定に向けて、小学校区等の小地域単位や中学校において聞き取りやアンケート調査により地域での取り組み状況や地域生活課題について把握・整理し、他事業と連携しながら地域生活課題に取り組みます。

### ② 福祉のこころ育て

地域住民が主体となり地域生活課題に取り組むことができるよう、ボランティアセンター事業や生活支援体制整備事業と連携し、地域の現状・課題の共有や支援方法等について学習会の開催やともに考える機会を設けます。

### ③ 地域の支え合い活動の推進

コロナ禍で安心安全に地域の交流の場づくりや地域での見守り活動が継続できるよう情報提供や工夫の検討をします。また災害時に備え、平常時から住民同士の支え合いができるようボランティアセンター事業等と連携し、日常的な助け合いや防災意識の向上に向けた取り組み等、住民活動を支援します。

(5) 地域における広域的な取り組み（香南市地域貢献連絡協議会）

社会福祉法に位置付けられた社会福祉法人に対する「地域における公益的な取り組みを実施する責務」や「地域共生社会」の実現に向けた動きに対応するため、「あらゆる生活課題への対応」と「つながりの再構築」を柱とした活動強化が求められる中、複雑化・多様化する地域ニーズに対応するため市内の社会福祉法人と地域全体で解決に向けた仕掛けづくりや仕組みづくりをおこないます。

① 連絡会議の開催

地域課題を共有し、地域ニーズや現状に応じ各法人の専門性や地域の社会資源を活用しながら具体的取り組みができるよう方法や役割分担等について定期的に協議します。

また、各法人の取り組み等についての情報共有を通し、法人間の相互理解や連携体制の強化を図ります。

② 地域課題に対する取り組み

◎福祉教育

「ふだんのくらしのしあわせ」の実現を目指すため、体験・経験を学びに主体性を育てることを目的として、各法人の専門性を活用しながら小中学校での福祉教育に取り組みます。高齢者や障害者等についての体験学習や地域貢献学習等、分野ごとのプログラムや授業展開を提案します。

◎その他

連絡会議で地域課題を共有し、取り組み内容や方法、役割分担等を協議しながら取り組みを進めます。

また、職員の資質向上や連携体制強化のため、研修を企画・実施します。

(6) 職員研修の充実

職員の資質向上や情報共有、各事業所間の相互理解や連携強化のため、研修等の報告や事例検討の場を設け、積極的に相互理解を図り、日頃の業務の振返りに務めます。また、組織力を活かし、地域の課題を情報共有し、職員一丸となって取り組んでいくための体制づくりを強化します。

## 2 総合相談事業

地域の人々のいろいろな悩みや問題を解消するため相談事業を行います。

- \* 一般相談 相談窓口としての周知を行い、各種関係機関と連携し、情報提供するとともに問題解消に努めます。
- \* 法律相談 弁護士による相談所を開設します。

### 3 会費事業

#### (1) 会員の拡大及び広報活動

社協活動への理解と協力を求めていくために、各種事業の紹介や地域の情報を掲載し、社協情報を年6回発行します。また、ホームページによる情報提供の強化を行います。

#### (2) あげます～ください事業

押入れや物置に眠っている貴重な資源に新たな活動の場が見つかるように、「情報の収集」と「その情報の公開」をお手伝いします。「あげます～ください」情報として、月1回全戸配布します。「あげます」と「ください」が一致した場合、事務局が双方の意思を確認のうえ無料で物品を引き取り・お届けします。

### 4 生活保護つなぎ資金貸付事業

生活保護法に規定する要保護者であって、生活に困窮し、急迫する事情により出費を要する者等に対し、法による扶助費が支給するまでの期間における暫定的援護措置として生活保護つなぎ資金を貸付けます。

### 5 法人成年後見事業

成年後見を受任し、判断能力が不十分な方の権利擁護を行います。また、地域住民・関係機関に対し、制度の周知及び情報提供を行います。

### 6 金銭管理サービス事業

判断能力がある方で、預貯金の引出しや財産管理が困難な方に対して、見守りや財産管理支援を行います。

#### ① 対象者（下記すべてを満たす方）

- \* 香南市内在住または住所がある方
- \* 身体的理由などにより自身で財産管理ができない方
- \* 親族の支援が受けられない方
- \* 契約内容を十分理解し、利用を希望される方

#### ② 支援内容

- \* 見守り支援…定期的な電話連絡や訪問により、状況確認を行います。
- \* 財産管理支援…通帳や印鑑をお預かりし、医療費や税金・公共料金等を支払います。

### 7 子どもの居場所づくり事業

子ども同士が自由に集える場が少ない、見守りの必要な家庭の実態が見えない等の課題に対し、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場として居場所づくりを展開することで、その解決を図るとともに、子どもたちが存在価値や自己肯定感を得るきっかけとなるよう取り組みます。

- ① 昼食の提供  
食の確保や他者と食事をすることの楽しみを得られるよう昼食の提供を行います。
- ② 日中活動の場づくりの拡充  
参加者同士の交流やこどもが選択して自由に過ごせるよう日中活動の場づくりをおこないます。野市町のこども食堂コトコト、夜須町のこども食堂やすまるちょっこりくんに加え、新たに香我美町で地域食堂もぐもぐていを開設しています。
- ③ 見守り体制の整備  
関係機関や地域住民と連携し、見守りが必要なこどもや家庭への情報提供等、見守り体制の整備を行います。

## 8 共同募金配分金事業

### (1) 高齢者福祉活動事業

- ① 給食・配食サービス事業  
ボランティア・民生委員等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の希望される方に、安否確認を併せて給食・配食サービスを行います。
- ② ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯交流事業  
高齢者の閉じこもり予防や他者との交流により、リフレッシュを図るため、交流事業を行います。
- ③ 香南市敬老会への協力  
敬老会のアトラクション部門を担当します。
- ④ スマートフォン教室の開催（拡充）  
スマートフォンの普及やコロナ禍により、デジタル化が進んでいます。人とつながるツールの一つとして教室開催します。

### (2) 児童福祉活動事業

- ① 福祉ワーク交流会  
市内の小中学生を対象に思いやりの心や協力について関心のある子どもたちの交流
- ② 香南市子どもボランティア（KKV）隊の活動  
市内の小学3年生から高校生を対象に自分たちの町を良くしていくために自分たちで考えたことを個人やグループ、全員で活動していきます。
- ③ 支援学級いやしの里での活動  
市内の支援を要する児童・生徒を対象にいやしの里農園や広場で野菜や花の栽培を通じて自己肯定感を培います。
- ④ 三世代風あげ大会への協力

### (3) ひとり親家庭福祉活動事業

ひとり親家庭の家族間交流や、家族での外出機会の確保を目的に交流事業を行

います。

#### (4) 障害者福祉活動事業

##### ① 身体障害者社会見学

障害者の閉じこもり予防や、生きがい・楽しみを持てるよう他者との交流や外出の機会を設け、障害者の在宅福祉の充実に努めます。

##### ② カヤック・ヨット体験

自然とのふれあいや普段体験できないような活動を通して、楽しい充実した時間を過ごせるようにします。

##### ③ 障害児家庭交流

障害児とその家族の外出機会の確保や、家族間の交流により、生きがいや楽しみを持てるよう日帰り遠足を行います。また、いやしの里農園において、野菜の栽培や収穫を共同で行い、家庭間での交流が持てるようにします。

##### ④ 若者の居場所の充実

地域において悩みや生きづらさを抱える若者に対し、家や学校以外で立ち寄ることができる「若者の居場所」を開設し、自分のペースで出てきて、人や地域と関わりながら生きる力を高めていきます。内容の充実を図り、いやしの里広場での園芸、香我美高齢者生活福祉センターでの食事作り、ふれあいスペースでの語らいや読書などひとり一人に応じた関わりをしていきます。

##### ⑤ 障害者スポーツ推進プロジェクトへの参加

障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図ることを目的とし、多種多様な業種が協議するとともに既存の事業や資源を活用して調査研究やスポーツ振興ツールの創出、障害者スポーツのボランティア育成等に取り組みます。

#### (5) 福祉教育推進助成事業

安心して暮らせる福祉社会を築くため、ボランティア精神や社会連帯の精神を育むとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会に対しても同様に啓発を図ることを目的として、香南市内の小・中学校の行う福祉教育事業に対し助成します。

#### (6) 歳末たすけあい事業

心豊かに新しい年を迎えられるよう、歳末にひとり暮らし高齢者等（当該年度の4月1日現在75歳以上）におせち料理を配ります。

### 9 福祉諸団体支援事業

福祉諸団体事務局業務等の支援及び諸団体との連携

各団体の意見を尊重し、任意団体として自主的・主体的活動を基本に連携し、事務局業務等を支援します。また、これらの団体活動の機会が広げられるよう情

報提供をするとともに協働して地域福祉を進めます。

- \* 民生委員児童委員協議会事務局業務
- \* 高齢者クラブ連合会事務局業務
- \* 身体障害者連盟事務局業務
- \* 戦没者遺族会事務局業務
- \* 認知症高齢者を考える会「明日葉会」事務局業務
- \* 高知県共同募金会香南市共同募金委員会事務局業務
- \* 香南市地域貢献連絡協議会事務局業務

## 10 共同募金運動への協力

福祉活動の財源を確保するため、住民の善意に支えられた募金活動を支援します。寄せられた募金（一般募金・歳末たすけあい）は、地域福祉の充実に活用するとともにボランティア活動、福祉施設・団体活動に配分します。

## 11 受託事業

### (1) 香我美高齢者生活福祉センター（指定管理受託）

香我美高齢者生活福祉センターの運営・管理を行い、居住者に対して各種相談・助言及び緊急時の対応、福祉サービスの手続きの援助、地域住民との交流のための各種事業及び交流の場の提供等を行い、高齢者の福祉の増進を図ります。

### (2) お達者教室事業

介護保険法に規定されている地域支援事業のうち、一次予防事業対象者に対し、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムを組み合わせ提供することにより、対象者の生活意欲を向上させるとともに、生活機能の維持向上を図り、要介護状態への移行防止を目的とします。

#### \* 事業内容

香我美高齢者生活福祉センター（みかんの里）を拠点とし、市内2か所（サテライト型）で運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムを組み合わせた複合型プログラムを実施します。

#### \* 実施場所・曜日

地区名	実施場所	実施曜日
香我美 夜 須	香我美高齢者生活福祉センター (みかんの里)	月～金曜日（週5回）
野 市	のいちふれあいセンター	月～金曜日（週5回）
吉 川	吉川防災コミュニティーセンター	金曜日（週1回）

\* 利用時間 午前10時から午後3時

\* 利用対象者 65歳以上の方で、①介護保険未認定者  
②介護認定が要支援1、または要支援2の方

\* 参加費 利用料250円、昼食代500円（おやつ代含む）

\* 職員体制 支援員4名

(3) 生活困窮者自立支援事業（生活サポートセンターこうなん）

生活の中でのこまりごと・悩みなどを広くお伺いし、自立までの支援をおこなうとともに、相談内容によって適切な専門機関のご紹介をします。

また、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関等と連携・協働し、相談者の生活課題に向けた相談・支援の窓口となります。

- ① 問題に対する解決策を一緒に考え、自立への計画を立て、自立のために一緒に目標に取り組めます。また、継続的な伴走型支援に努めるとともに、必要時他機関へのつなぎをおこないます。
- ② ハローワーク、障害者支援機関、若者サポートステーション等関係機関と連携を図り、困窮者の就労支援に努めます。
- ③ 家計管理に課題を抱える方に対して、家計状況を具体的に理解し、家計管理の力を高めていく支援をおこないます。生活再生の見通しを立て、相談者の望む生活の実現に向けて、専門機関と連携し、解決のお手伝いをします。
- ④ 地域の社会資源を最大限に活かし、困窮者が地域の中で暮らしやすい環境を整えていきます。また、関係機関と連携し必要な社会資源の開発に努めます。
- ⑤ 新型コロナウイルスの影響により緊急に困難状態に陥った方に対して、貸付事業や県社協・関係機関と連携し、相談支援を通じながら、途切れないよう自立に向けた支援を行います。
- ⑥ 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として、日常生活に関する支援や社会自立に関する支援を計画的におこない、就労に向けた基礎能力の形成を培う支援をおこないます。  
(就労準備支援事業) (新規事業)

(4) ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育てをしやすい環境づくりを推進するために、登録会員の増員に努めるとともに、メディア等様々な媒体にて広報活動を継続的に行います。また、会員だけではなく、地域住民対象の講習会や研修会、交流会等を開催し、知識の向上を図るとともに、顔の見える関係づくりを目指します。さらに会員や地域住民の声に耳を傾け、行政および広域のセンターと情報共有しながら事業運用の見直しを随時実施していきます。

(5) 生活支援体制整備事業

高齢者が在宅生活を継続していくために必要となる生活支援サービスの提供体制の構築を目的とし、生活支援コーディネーターを中心に協議体メンバーや多様な事業主体と連携しながら生活支援体制の充実・強化をおこないます。

① 地域ニーズの把握・マッチング

地域の自主的な集まりの場へ出向く等地域住民への聞き取りを中心に、地域の特性や高齢者の生活の中での困りごとを小地域単位で把握し、把握したニーズと社会資源や地域資源をマッチングし、地域課題に取り組めます。



② 協議体活動の継続

地域の現状に応じ、地域住民を中心として地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした定期的な情報共有・連携強化の場づくりをおこないます。

共有した地域情報や地域課題に対し、協議体メンバーで取り組みができるよう方法等について協議します。

③ 社会資源の把握および共有

協議体や地域住民、他機関等からの情報をもとに、地域で活動する住民やその活動の場等へ出向いて地域情報を収集します。把握した社会資源を整理し、効果的に活用できるよう高齢者支援に従事するケアマネジャー等他機関と共有します。

(6) 養育支援訪問事業

\* 事業内容

出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又は養育について特に支援が必要と認められる乳幼児、児童及びその保護者に対して当該居宅において家事や育児をサポートするホームヘルパーを派遣します。

\* 対象者（市要保護児童対策地域協議会に特定妊婦、要支援児童、要保護児童として登録されている妊婦及び児童）

- ・妊娠中の体調不良により、身の回りのこと、家事及び育児が困難となっており、特に支援が必要な妊婦
- ・出産後間もない時期で、子育てに対して不安があり特に支援が必要な家庭
- ・家事や育児のサポートを受けて養育環境を整えていくことが特に必要と認められる家庭

\* 訪問支援者による援助の内容

- ・家事…食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、部屋の掃除・整理整頓など
- ・育児…乳児の授乳、離乳食の手伝い、沐浴のサポートなど

(7) 香南市産前産後ヘルパー派遣事業（新規事業）

\* 対象者・事業内容

産前・産後6カ月未満で、心身の不調や育児に困難さを抱えているとともに、家族等からの支援を受けられない母親に対して家事や育児をサポートするホームヘルパーを派遣します。

\* 訪問支援者による援助の内容

- ・家事…食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、部屋の掃除・整理整頓など
- ・育児…授乳の準備及び片付け、沐浴介助、育児環境の整備など

(8) 生活福祉資金貸付事業

県社協から委託を受けて、生活福祉資金貸付業務の取次を行い、低所得者世帯、

障害者世帯及び高齢者世帯の生活の安定を図ります。また、新型コロナウイルスの影響により減収・失業された方への特例的な貸付業務を行います。

#### (8) 日常生活自立支援事業

県社協から委託を受けて、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活がおくれるよう支援します。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的金銭管理サービス
- ③ 書類等の保管サービス
- ④ 地域住民や関係機関等に対する制度の周知及び情報提供
- ⑤ 専門員・支援員のスキルアップのための研修等への参加
- ⑥ 支援員の増員と育成
- ⑦ 成年後見事業、生活困窮者自立支援事業等と定期的に情報共有を行う
- ⑧ 関係機関との役割分担や金融機関での手続きについて情報共有・確認を行う

### 12 障害福祉サービス事業

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように配慮を行い、利用者の心身やその他の状況およびその置かれている環境、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。また、障害の特性を理解した専門のヘルパーが各サービスを行い、地域や各関係機関との連携を図りながら社会参加や地域での生活を支援します。

感染症対策については、厚生労働省からの通知に基づき、感染予防および感染拡大防止に向けた行動を促すとともに、毎日の検温の実施、手指消毒、マスク着用等感染防止策を徹底します。

### 13 介護保険事業

#### (1) 居宅介護支援事業

- ① 利用者が要介護状態となった場合でも、できる限りその自宅や地域において自らの自由な選択に基づき、かつ有する能力に応じた日常生活を送ることができるよう、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に結びつくよう必要な援助を行います。
- ② 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービスが特定の種類、または、特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正かつ中立的に行います。
- ③ 認知症高齢者の増加、医療依存度の高い利用者が増加していく状況に対応していくために、医療との連携、他職種と協働し在宅生活に向けて質の高い支援を行います。
- ④ 質の高いケアマネジメントを目指すため、研修会等に積極的に参加し、業務に活かせるよう努めます。

- ⑤ 特定事業所として、24時間体制を整え緊急時の対応を行います。
- ⑥ 当居宅では、厚生労働省からの通知に基づき感染予防および感染拡大防止に向け行動を促すとともに、マスク着用、手指消毒を徹底します。また、感染蔓延を防止する観点から電話や文書等での対応が可能な場合には必要に応じて代替措置を講じます。

## (2) 訪問介護事業

要介護状態にある利用者に対し、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮し、身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。

### ① 利用者の生活の質の向上

利用者、家族のニーズを尊重すると共に、利用者の立場に立ったサービスを提供します。また、一定のサービスが提供できるよう標準化したマニュアルをもとに見直しや追加をして周知徹底を行い質の高い介護サービスの提供に努めます。

### ② 訪問介護員の資質の向上

質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努めます。定期的にヘルパー定例会を行い情報交換や情報の共有、法令順守に努めていきます。

### ③ 関係機関との連携

行政、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所その他保健・医療機関と密接に連携し情報交換や情報の共有に努め、より良いサービスの提供に努めます。

### ④ 人材確保

人材確保を行い、安定してサービスを提供できる体制を作ります。

### ⑤ 感染症対策

厚生労働省からの通知に基づき、感染予防および感染拡大防止に向けた行動を促すとともに、毎日の検温の実施、手指消毒、マスク着用等感染防止策を徹底します。また、訪問の際には事前に職員の体調確認を行うと同時に利用者の体調確認も行い、感染防止に努めます。

## 第1号訪問事業

要支援認定を受けられた方で、日常生活に支障があり専門的な配慮が必要な方に対して、個別援助計画を作成し在宅で自立した日常生活が送れるように身体介護や生活援助の支援を行います。

## (3) 通所介護事業

昨年度9月よりサービス提供時間を午前9時50分から午後4時まで延長しています。これにより、利用者に対する生活機能訓練を充実させ、心身機能の維持・向上を図り、在宅で生活が送れるよう日常生活の支援を行います。また利用者・家族のニーズにあったサービスを実施します。

### ① 利用者への個別ケア

利用者の心身機能の維持や向上を目指し、ケアプランに沿った個別援助計画を作成し、その計画に沿って介護サービスを行うことで利用者の在宅生活が充実し、できる限り元気で安心して過ごせるように努めます。

② 家族との信頼関係の構築

自宅または事業所での日々の状態や変化について共有し、各関係機関とも連携をとりながら、ご本人ご家族が安心してサービスが利用できるよう円滑なコミュニケーションに努めます。また、施設内での行事等を広報誌等で情報提供します。

③ 介護サービスの質の向上

通所介護事業に関わる職員の勉強会、研修会への参加を行い職員ひとり一人の知識及び技術向上を図ります。

④ 感染症対策

マスク着用、咳エチケットや手洗い、手指消毒により感染経路を断ち感染防止に努めます。また、厚生労働省からの「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」「介護現場における感染対策の手引き」等を参照し、職員間で情報共有、連携を行い感染症対策を実施していきます。

⑤ 個別機能訓練(サービスの充実)

新たに個別機能訓練を実施することにより、利用者の生活意欲が増進されるよう援助し、また個別機能訓練加算も算定し、経営面でも収入の増加に繋がります。

## 第1号通所事業

介護度が要支援1、2と認定された香南市内在住の利用者が在宅で充実した生活が送れるよう、各関係機関との連携をとりながら個別援助計画に沿って、必要な日常支援や介護を行い、心身機能の維持向上を図ります。

## 14 介護保険外福祉サービス事業

香南市在住の65歳以上の方、40歳以上で病気が原因で要支援・要介護状態になった方に対して、適切に相談に応じ日常生活の手助けを行うよう支援します。

## 15 リフレッシュ移動サロン事業

香南市に居住する概ね70歳以上の独居及び高齢者世帯に対し、閉じこもり防止と心身のリフレッシュを目的として、生活用品の買い出し等の支援を行います。地域福祉支援員の各地区への訪問活動や利用者へのアンケート調査等でニーズの把握を行い、リフレッシュ移動サロン事業の拡大を行います。また広報誌等で事業の周知を図ります。

## 16 地域福祉事業

### (1) 地域福祉活動

地域福祉支援員設置規程に基づき、住民ニーズの把握や住民主体のまちづくりを進めるため、積極的に地域に出向き地域福祉活動を推進します。

### (2) 地域交流事業

四季折々の行事を行い、地域や世代間交流を実施します。

(3) 役職員研修

資質の向上を目的として、研修会等へ参加します。

(4) 香南市介護支援職員派遣事業

香南市の学校が行う野外学習や修学旅行等に介護支援職員を派遣し、入浴等の介助及び引率教職員の補助を行います。

(5) 地域福祉推進団体助成

地域福祉事業助成金交付要綱に基づき、地域支え合いの事業等を実施する団体に対し、費用の一部を助成します。

(6) いやしの里農園の充実

支援を要する児童や若者の居場所として、希望に応じて土づくりや植え付け、収穫を行います。また、季節の野菜や花を育て地域の交流事業でも幅広く活用できる環境を整えます。